

# ■パブリックコメントを踏まえて決定する事項（太枠部分）

別紙2

※第2計画期間から新たに適用する事項（第1計画期間と比べた変更点については、アンダーラインをつけています。パブリックコメント後に追加、変更した事項は、波線にしています。）

事項番号	(参考) 第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019) ※2015年度から適用																
1. 削減義務率	<p>●大幅削減に向けた転換始動期としての取組</p> <table border="1" data-bbox="577 486 994 643"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準排出量比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ-1</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅰ-2</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>区分Ⅰ-1：オフィスビル、商業施設等と地域冷暖房施設            区分Ⅰ-2：事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの            区分Ⅱ：区分Ⅰ-1、区分Ⅰ-2以外の事業所（工場、上下水施設、廃棄物処理施設等）</p>		基準排出量比	区分Ⅰ-1	8%	区分Ⅰ-2	6%	区分Ⅱ	6%	<p>●より大幅な削減を定着・展開する期間としての取組</p> <table border="1" data-bbox="1290 486 1706 643"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準排出量比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ-1</td> <td><u>17%</u></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅰ-2</td> <td><u>15%</u></td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td><u>15%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>*「より大幅な削減を定着・展開する期間」としての特別の配慮</p> <p>①中小企業への対応  <u>中小企業（中小企業基本法に定める中小企業者（大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。）、中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等）が1/2以上を所有する大規模事業所は義務対象外（ただし、対策計画書の提出を求める。）</u></p> <p>②電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所  <u>上記の17%又は15%の削減義務率が適用される事業所のうち、次の施設・設備等が主な用途*である事業所は、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り、削減義務率を緩和する。</u>  <small>※主な用途とは、当該事業所の排出量の1/2以上であるものをいう。</small></p> <p>(1) <u>電気事業法第27条の使用制限による削減率が0%に緩和された医療関係等の事業所</u>  <u>平成23年経済産業省告示第126号（以下「告示」という。）第5条第1項第1号ア及びイの医療関係等の施設・設備等が主な用途となる事業所は、削減義務率を4%緩和する。</u>  <small>（例）医療施設、医薬品製造販売業等、社会福祉施設等、病院と医学歯学等の学部及び研究所等が主要な施設として一体として立地するもの</small></p>		基準排出量比	区分Ⅰ-1	<u>17%</u>	区分Ⅰ-2	<u>15%</u>	区分Ⅱ	<u>15%</u>
	基準排出量比																	
区分Ⅰ-1	8%																	
区分Ⅰ-2	6%																	
区分Ⅱ	6%																	
	基準排出量比																	
区分Ⅰ-1	<u>17%</u>																	
区分Ⅰ-2	<u>15%</u>																	
区分Ⅱ	<u>15%</u>																	

	(参考) 第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019) ※2015年度から適用
		<p>(2) <u>電気事業法第27条の使用制限の削減率が情報処理システム又はクリーンルーム等の需要変動率に応じて0%又は5%に緩和された事業所</u>  告示第5条第1項第2号アの情報処理システム又はクリーンルーム等の需要変動率に応じて0%又は5%に緩和された需要設備が主な用途となる事業所は、削減義務率を次のとおり緩和する。  (ア) 使用制限削減率0%：削減義務率を4%緩和  (イ) 使用制限削減率5%：削減義務率を2%緩和</p> <p>(3) <u>電気事業法第27条の使用制限による削減率が5%に緩和された事業所</u>  告示第5条第1項第1号工及びキ、第2号工からクまでの需要設備が主な用途となる事業所は削減義務率を2%緩和する。ただし、都施設は除く。  (例) 上下水施設、産業廃棄物処理施設、一定の冷蔵室を有する食料飲料卸売業・定温冷蔵倉庫等、卸売市場、航空保安施設、空港ターミナルビル、港湾運送等</p> <p>③第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所  第2計画期間から新たに特定地球温暖化対策事業所(削減義務対象事業所)となる事業所には、第1計画期間と同等の削減義務率(8%又は6%)を適用</p>

	(参考) 第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019) ※2015年度から適用
<p>2. 新たに削減義務対象になる事業所の取扱い (新規事業所の取扱い) ※再掲</p>	<p>●削減義務率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分Ⅰー1：基準排出量比8%削減</li> <li>・区分Ⅰー2、区分Ⅱ：基準排出量比6%削減</li> </ul>	<p>●削減義務率</p> <p>第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所 (削減義務対象事業所) となる事業所には、第1計画期間と同等の削減義務率を適用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分Ⅰー1：基準排出量比8%削減</li> <li>・区分Ⅰー2、区分Ⅱ：基準排出量比6%削減</li> </ul> <p>●第1計画期間の途中から削減義務対象になった事業所の取扱い</p> <p>第1計画期間に限り、その途中から削減義務対象となった事業所については、「特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は、現在適用されている削減義務率を適用」することとする。(第2計画期間の残りの期間 (特定地球温暖化対策事業所になってから6年度目以降) は、第2計画期間の削減義務率を適用)</p>
	<p>●基準排出量の設定：「過去の排出実績に基づく方法」、又は、「排出標準原単位に基づく方法」による算定 (事業者が選択可能。ただし、地球温暖化対策の推進の程度が都の定める基準に適合しない場合には、「排出標準原単位に基づく方法」で設定)</p>	
	<p>●「過去の排出実績に基づく方法」による算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、当該事業所の削減義務期間開始前の4か年度のうち、連続する3か年度の平均値で設定</li> <li>・ただし、連続する3か年度のうち、知事が「標準的でない年度」と認める年度がある場合は、標準的でない1か年度を除く2か年度の平均値で設定することも可能</li> </ul> <p>●「排出標準原単位に基づく方法」による算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途ごとの「排出標準原単位」(都設定) を用いて基準排出量を算定 (排出活動指標 (床面積の大きさ) × 排出標準原単位)</li> </ul>	<p>●「過去の排出実績に基づく方法」による算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、当該事業所の削減義務期間開始前の4か年度のうち、連続する3か年度の平均値で設定 (第1計画期間と同様)</li> <li>・ただし、連続する3か年度のうち、知事が「標準的でない年度」と認める年度がある場合は、標準的でない2か年度までを除いて設定することも可能 (2か年度平均値での設定に加え、1か年度値で設定することも認める。)</li> <li>・なお、第1計画期間中に基準排出量を決定している事業所も第2計画期間の基準排出量の再計算に際しては、選択している3か年度に標準的でない年度が2か年度あると認められる場合には、それらの2か年度を除いて再計算することも可能とする。</li> </ul> <p>●「排出標準原単位に基づく方法」による算定 (第1計画期間と同様)</p>

	(参考) 第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019) ※2015年度から適用
<b>3. 温室効果ガス排出量の算定のためのCO2排出係数</b>	<p>●需要側からのCO2削減を、より効果的、かつ、実態に合うものとするため、各計画期間開始前に、直近のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定 (当該排出係数は、計画期間中、固定し、基準排出量や年度排出量は、当該排出係数を用いて算定)</p> <p>●<b>第1計画期間で使用するエネルギー種別ごとの排出係数を都が公表(2009年度)</b>  電気の場合：2005-2007年度の3か年度平均値（都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値）で設定  熱の場合：2006年度の実績値（都内の地域熱供給事業者の上位30%値）で設定  その他の燃料の排出量算定時に用いる係数、原油換算時に用いる係数については、公表時点（2009年度）で国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</p>	<p>●<b>第2計画期間で使用するエネルギー種別ごとの排出係数を都が公表(2014年度)</b>  <u>電気の場合：2011、2012年度の平均値（都内に電気を供給する東京電力及び新電力の平均値）で設定</u>  <u>熱の場合：電気と同様、2011、2012年度の平均値（都内の地域熱供給事業者の平均値）で設定</u>  <u>その他の燃料の排出量算定時に用いる係数、原油換算時に用いる係数については、公表時点（2014年度）で国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</u></p> <p>●<b>基準排出量の再計算</b>  <u>これまでの省エネ努力によるCO2削減効果を適切に反映させるため、原則、第1計画期間で決定した基準排出量を、第2計画期間の排出係数を用いて再計算</u>  <u>電気、熱及び燃料の使用比率が基準年度から大きく変化している場合には、2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく倍率を乗じた計算も可能とする。なお、基準排出量の再計算においては、検証を不要とする。</u>  <u>なお、第2計画期間の基準排出量の再計算に際しては、第2計画期間に新たに削減義務対象事業所が過去の排出実績を用いて基準排出量を決定する場合と同様に、選択している3か年度に標準的でない年度が2か年度あると認められる場合には、それらの2か年度を除いて再計算することも可能とする。</u></p> <p>●<b>バンキングされた超過削減量等の取扱い</b>  <u>バンキングされた超過削減量等の取扱いについても係数変更の影響を反映</u></p>

	(参考) 第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019) ※2015年度から適用
<p>4. トップレベル事業所認定</p>	<p>●「地球温暖化の対策の推進の程度が特に優れた事業所(優良事業所)」として、認定基準に適合すると知事が認めたときは、当該事業所の削減義務率を、地球温暖化対策の推進の程度に応じて軽減</p> <p>●削減義務率の緩和</p> <p>①地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所 →トップレベル事業所に認定(削減義務率を1/2に減)</p> <p>②地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所 →準トップレベル事業所に認定(削減義務率を3/4に減)</p>	<p>●削減義務率の緩和(第1計画期間と同様)</p> <p>①地球温暖化対策推進の程度が極めて優れた事業所 →トップレベル事業所に認定(削減義務率を1/2に減) (例)削減義務率17% → 8.5%</p> <p>②地球温暖化対策推進の程度が特に優れた事業所 →準トップレベル事業所に認定(削減義務率を3/4に減) (例)削減義務率17% → 12.75%</p> <p>※第2計画期間に新たに特定地球温暖化対策事業所(削減義務対象事業所)となる事業所についても、同様 →トップレベル(準トップレベル)事業所に認定 (例)削減義務率8% → 4%(6%)</p> <p>●認定基準の見直し</p> <p>～対策技術等の進展の状況を踏まえて、認定基準の水準の見直しを、2段階に分けて行う。</p> <p>①2015年度から適用する認定基準の見直し ～2013年度中に策定 認定基準の強化、地或冷暖房施設の総合効率や照明照度など定着してきた評価指標等の追加、評価項目の配点の細分化(病院の外気導入量制御など用途によっては実施しづらい評価項目の緩和等)などを実施</p> <p>②2017年度から適用する認定基準の見直し ～2013年度中に策定 最新のしゅん工物件等を調査し、新たな技術動向を踏まえた認定基準の算定に反映(2013年度のしゅん工建物が特定地球温暖化対策事業所になる2017年度から適用)</p> <p>●第1計画期間の途中からトップレベル認定を受けた事業所の認定効果</p> <p>現在、認定の有効期間は「第1計画期間のみ」であるが、第1計画期間に限りその途中からトップレベル認定を受けた事業所については、「認定後、5年間は有効」とする。(その後も認定を受ける場合は、認定後6年度目に、その時点での最新のガイドラインに沿って再検証を受けて申請することが必要)</p>

	(参考) 第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019) ※2015年度から適用
<p>5. 「低炭素電力の選択の仕組み」の導入</p>	<p>●排出量算定に用いる排出係数は計画期間中固定  電気の使用に伴う排出量は、電気事業者の別によらず、都規定の電気の排出係数を用いて算定  (各事業所の排出量の算定においては、事業者側の省エネ努力によるCO<sub>2</sub>削減を評価するため、CO<sub>2</sub>排出係数は、計画期間中固定して算定。電気事業者の別によらず同じ排出係数を使用)</p> <p>●「生グリーン電力」の仕組み  託送等により太陽光等と特定水力(1000~10000kW)により発電した電気を対象事業所に供給した場合に太陽光等と特定水力による発電を評価し、再エネクレジットとして認める。</p>	<p>●排出量算定に用いる排出係数は計画期間中固定 (第1計画期間と同様)  電気の使用に伴う排出量は、電気事業者の別によらず、都規定の電気の排出係数を用いて算定</p> <p>●その上で、対象事業所が「<u>低炭素電力の供給事業者を選択する仕組み</u>」を新たに追加  「事業所からの『低炭素電力の供給事業者の選択』を推進」するため、事業所が選択した電気事業者の排出係数の違いを、事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入  都規定の排出係数を活用して排出量の算定を行うが、都が別途規定する「低炭素な電力」の要件に該当している電力を使用している場合には、都規定の方法により算定する「削減量」を排出量から減ずることを認める。なお、一定の利用上限を設ける。  一方、都が別途規定するCO<sub>2</sub>排出量が多いなどの要件に該当している電力を使用している場合には、都規定の方法により算定する「増加量」を排出量に加えるものとする。</p> <p>●第2計画期間からは、「<u>低炭素電力の選択の仕組み</u>」へ移行  「生グリーン電力」の仕組みは第2計画期間では実施しない。</p>
<p>6. 「低炭素熱の選択の仕組み」の導入</p>	<p>●排出量算定に用いる排出係数は計画期間中固定  熱の使用に伴う排出量は、熱供給事業者の別によらず、都規定の熱の排出係数を用いて算定  (各事業所の排出量の算定においては、事業者側の省エネ努力によるCO<sub>2</sub>削減を評価するため、CO<sub>2</sub>排出係数は、計画期間中固定して算定。熱供給事業者の別によらず同じ排出係数を使用)</p>	<p>●排出量算定に用いる排出係数は計画期間中固定 (第1計画期間と同様)  熱の使用に伴う排出量は、熱供給事業者の別によらず、都規定の熱の排出係数を用いて算定</p> <p>●その上で、対象事業所が「<u>低炭素熱の供給事業者を選択する仕組み</u>」を新たに追加  「事業所からの『低炭素熱の供給事業者の選択』を推進」するため、上記「低炭素電力の選択の仕組み」と同様に、事業所が供給を受ける熱供給事業者の排出係数の違いを、事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入  都規定の排出係数を活用して排出量の算定を行うが、都が別途規定する排出係数よりも低い値で供給している熱供給事業者から熱供給を受けている事業所は、都規定の方法により算定する「削減量」を排出量から減ずることを認める。なお、一定の利用上限を設ける。</p>

	(参考) 第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019) ※2015年度から適用
7. 高効率コジェネの取扱い	<p>●事業所の高効率コジェネの利用による省エネ効果の評価</p> <p>第1計画期間用として都が規定している電気の排出係数(0.382kg-CO<sub>2</sub>/kWh)を用いた排出量算定において、対象事業所が導入しているコジェネが、高効率コジェネであっても、増CO<sub>2</sub>と算定される場合があるため、排出量の補正を実施(省CO<sub>2</sub>になるような算定ルールを設定)</p>	<p>●事業所の高効率コジェネの利用による省エネ効果の評価</p> <p>事業所の高効率コジェネの電気・熱を自家消費する場合、第2計画期間における新たな電気・熱のCO<sub>2</sub>排出係数により、高効率コジェネの省エネ効果が評価されるため、<u>第1計画期間で実施している、排出量の補正は実施しない。</u></p> <p>●高効率コジェネから電気・熱を受入れている事業所の取扱い</p> <p><u>他の事業所の高効率コジェネから受入れる電気・熱の排出係数の低さを、受入れ事業所の排出量算定に反映させることができる仕組みを新たに導入</u></p> <p><u>都規定の排出係数を活用して排出量の算定を行うが、他の事業所の高効率コジェネから供給を受入れている電気・熱が、都規定の排出係数と比較し低い場合には、都規定の方法により算定する「削減量」を排出量から減ずることを認める。</u></p>

## 【参考】制度運用に関するその他のお知らせ

(変更点のお知らせ。更に追加した事項には、波線を引いています。)

	第1計画期間 (2010-2014)	第2計画期間 (2015-2019)
①制度手続等の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「自動車の取組状況報告」を廃止 (2013年度から適用) 地球温暖化対策計画書から、「自動車に関する取組状況の報告様式」を廃止 (点検表の任意提出を求める。)</li> </ul>	(同左を継続)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者等講習会の受講義務 全ての統括管理者等に講習会の受講義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理者等講習会の受講義務の見直し ~受講は「任意」へ変更 引き続き講習会は開催するが、受講は原則として任意とする。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●トップレベル事業所認定に関する手続の簡素化 ~認定後の毎年の状況報告の簡便化 (2013年度から適用) 現在、認定後の毎年の状況報告として、毎年更新される新たなガイドライン及びツールを適用して、毎年、調書・評価書の再作成を行い、都に報告を求めている手続について、2013年度からは、毎年更新される新たなガイドライン等への適合状況報告ではなく、「認定時のガイドライン及びツールを適用」し、毎年度報告する手続に変更</li> </ul>	(同左を継続)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●エネルギー管理の連動性及び隣接又は近接に該当する建物等で使用するエネルギーは、燃料等使用量監視点の要件に該当する場合には全て事業所のCO2排出量として算定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>大学に併設の中学高校など、事業所内に複数の建物を有する場合で、事業所の主たる事業以外の事業に使用されている建物であり、かつ、CO2排出原単位が一定値以下である比較的小規模な建物のCO2排出量を基準排出量及び年度排出量の算定から除くことを認める。</u></li> </ul>
②排出標準原単位の改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●旧地球温暖化対策計画書制度 (キャップ&amp;トレード制度開始前に運用していた都条例に基づく制度) の対象事業所データ (2005-2007年度) を基に、都が主な用途区分ごとに排出標準原単位を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●排出標準原単位の一部について細分化を行い、新たな用途区分を設定する (飲食、物販、冷凍冷蔵倉庫、教育 (理系)、情報通信 (データセンター))。設定に当たっては、原則、現行と同様に 2005-2007年度値を活用</li> <li>●第2計画期間で活用する排出標準原単位には、排出係数変更による影響を反映</li> </ul>
③テナント対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●2011年夏の節電により深化したテナント事業者の省エネ対策をより一層推進するため、テナント点検表の見直しや、当該データ等の活用で取組を点数化し評価・公表する仕組みの新設を検討 ~2013年度検討 (試行)、2014年度導入</li> </ul>	(同左を継続)



<p>④「生グリーン電力」の 取扱いの変更</p>	<p>●2013-2014 年度に適用するルール          託送等により再生可能エネルギーを制度対象事業所に供給した場合          で、供給事業者の全体の排出係数が、第1計画期間の電気の排出係数          (0.382kg-CO<sub>2</sub>/kWh)以下の場合、太陽光等との組み合わせなし          に、供給した特定水力の量に応じて再エネクレジットを付与</p>	<p>(「低炭素電力の選択の仕組み」(別紙1 P4)に移行。「生グリーン電          力の仕組み」は第2計画期間では実施しない。)</p>
-------------------------------	---	---